

令和3年度5月補正予算3（知事専決処分）の概要

【補正規模】

- ・ 現計予算額 883,408 (①)
- ・ 今回補正予算額 11,642 (②)

5月補正後予算額(①+②) **895,050**

(単位：百万円)

(財源内訳) 国庫支出金 10,602(※) 諸収入 747 (調整中)
繰越金 293

※うち地方創生臨時交付金 10,309
うち感染症予防事業費等国庫負担金 293

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

9,500

9,000

8,500

8,000

7,500

7,000

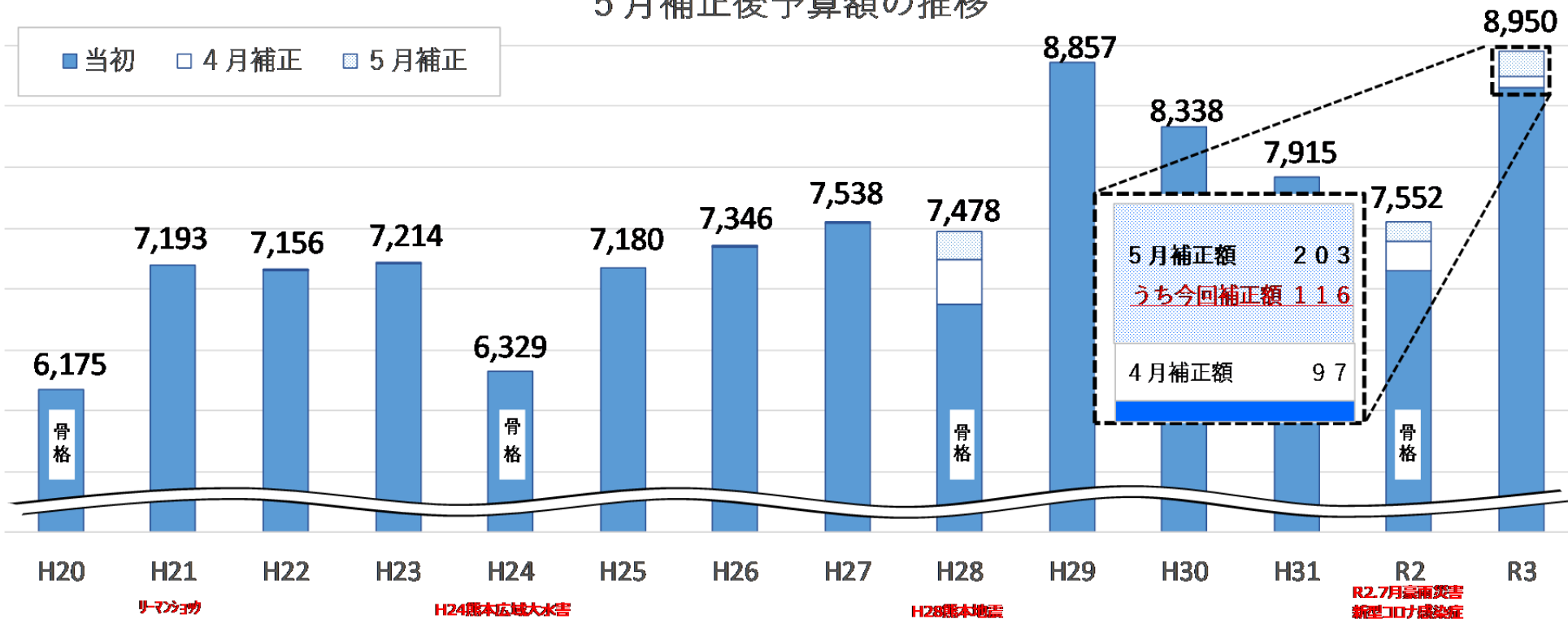
6,500

6,000

5,500

5月補正後予算額の推移

■ 当初 □ 4月補正 ■ 5月補正



参考：新型コロナウイルス感染症対策に係る予算化の状況

R元～2年度 累計予算額 1,764億円	+	R3年度 現計予算額 999億円	+	今回補正額 116億円	=	累計予算額 2,880億円
-----------------------------------	---	-------------------------------	---	------------------------------	---	-------------------------

令和元年度 (単位: 百万円)

	補正予算額	一般財源※1
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度 (単位: 百万円)

	補正予算額	一般財源※1
4月補正(4/21臨時会)	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1(8/4臨時会)	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度 (単位: 百万円)

	補正予算額	一般財源※1
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2(5/14臨時会)	8,269	-
5月補正3(5/20専決)	11,642	293
計	111,584	1,728

R元～3年度累計 (単位: 百万円)

累 計	288,001	4,015
-----	---------	-------

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載
※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

【令和3年度5月補正予算3】 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

予算額 116億42百万円

- まん延防止等重点措置の適用を踏まえて、高齢者施設等の従事者へのPCR検査体制を強化するとともに、県民生活・県経済への影響の最小化に向けた飲食店や大規模集客施設等の事業者への支援に係る補正予算を編成

I 感染症の拡大防止

① 高齢者施設等におけるクラスター発生防止 5億86百万円（2億93百万円）

まん延防止等重点措置の適用を踏まえた、高齢者施設等でのクラスター発生を防止するための従事者を対象としたPCR検査体制の強化

II 県民生活・県経済への影響の最小化

① 営業時間短縮要請に伴う事業者への支援（協力金） 110億56百万円（－）

まん延防止等重点措置の適用を踏まえた、飲食店や大規模集客施設等への営業時間短縮要請に係る協力金の支給

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

I-① 高齢者施設等におけるクラスター発生防止

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額5億86百万円（2億93百万円）

高齢者施設等クラスター発生防止対策事業
〔高齢者支援課〕

- まん延防止等重点措置期間中、高齢者施設等の従事者を対象にPCR検査を週1回実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染者を早期に探知し、クラスター発生の防止を図る

<現状・課題>

○熊本市において、5月16日から6月13日までの期間、国の「まん延防止等重点措置」が適用

○第3波では、熊本市の感染の広がりが県内全域に拡大した経験から、高齢者施設等のクラスターは、県内全域で発生する可能性があるため、重点措置区域以外も強化が必要

○県は高齢者施設等に対して、週1回程度PCR検査を受検するよう要請

高齢者施設等で従事者（無症状者）を対象としたPCR検査を定期的実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染者を早期に探知

クラスター発生防止を図る

<目的・概要>

○事業内容：高齢者施設等の従事者にPCR検査を実施

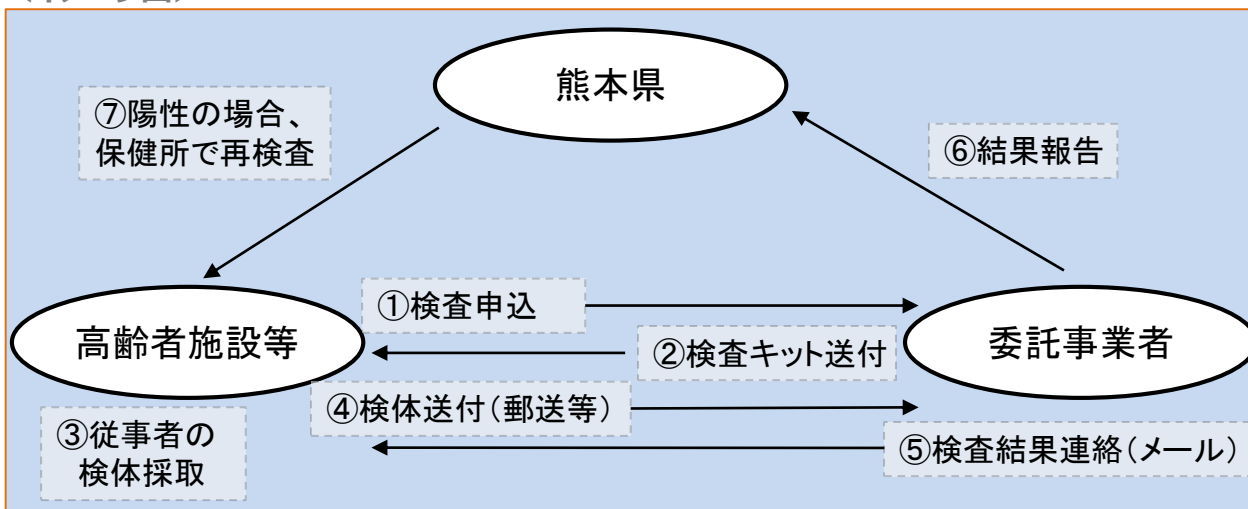
○対象者：入所系の高齢者施設・障がい者施設・救護施設の従事者（熊本市を除く。）

○事業費：5億86百万円

○実施主体：県

○負担割合：国1/2（感染症予防事業費等国庫負担金）、県1/2

<イメージ図>



Ⅱ-①-1 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額88億95百万円（一）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った熊本市全域、並びに熊本市を除く県内全域の飲食店等に対して、営業時間短縮を5月16日(日)から6月13日(日)まで要請
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売上規模に応じ一日あたり3万円～20万円（熊本市を除く県内全域は一日あたり2.5万円～20万円）の協力金を支給

<① 熊本市(まん延防止等重点措置区域)>

- 内容：
営業時間を午後8時までに短縮すること
(終日の酒類提供・持ち込みは行わない。また、飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用自粛)
- 対象者：午後8時以降も営業している飲食店等
- 区 域：熊本市全域(約4,500店)
- 期間：5月16日(日)～6月13日(日) (29日間)

<② 熊本市を除く県内全域>

- 内容：
営業時間を午後9時までに短縮すること
(酒類提供・持ち込みは午後8時30分まで)
- 対象者：午後9時以降も営業している飲食店等
- 区 域：熊本市を除く県内全域(約4,000店)
- 期間：5月16日(日)～6月13日(日) (29日間)

<協力金>

- コールセンター：096-333-2828
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日休み)
- 申請期間(予定)：
6月14日(月)～7月30日(金)
※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

<協力金算定方法>

・中小企業等(売上高方式)

※1日あたりの売上高
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数

①熊本市(まん延防止等重点措置区域)

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の4割
25万円超 (年間：1億円～)	10万円

②熊本市を除く県内全域

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円

・大企業(売上高減少方式) ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額 ①熊本市：20万円

②熊本市を除く県内全域：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割のいずれか低い額

※1日あたりの売上高減少額
(前年度又は前々年度の時短要請期間と同じ期間の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 当該期間の日数

<申請方法> 電子申請(紙申請も併用)

※まん延防止等重点措置区域の指定及び時短要請区域の追加等に伴い増額補正
(4月28日専決分15億4百万円、5月5日専決分3億54百万円、5月14日議決分50億32百万円
合計157億85百万円)

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市町村と連携して事業を実施(協力金負担割合：国8/10、県1/10 [コロナ臨時交付金]、市町村1/10)

※調整中

Ⅱ-①-2 大規模集客施設に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額21億61百万円（一）

営業時間短縮要請協力金事業

〔商工政策課〕

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った熊本市全域の大規模集客施設等に対して、営業時間短縮を5月16日（日）から6月13日（日）まで要請
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売場面積及び営業時間短縮の割合に応じ、協力を支給

＜熊本市（まん延防止等重点措置区域）＞

- 1 内容：
営業時間を午後8時（注1）までに短縮すること
（注1）イベント開催時及び映画館については、午後9時
- 2 対象者：
午後8時（注1）以降も営業している大規模集客施設等
- 3 区域：熊本市全域（約150施設）
- 4 期間：5月16日（日）～6月13日（日）（29日間）

- 1 コールセンター：096-213-7090
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日休み）
- 2 申請期間（予定）：
6月14日（月）～7月30日（金）
※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

＜対象施設＞

- ① 建物の床面積が1,000㎡を超える
劇場・集会場、ホテル又は旅館（集客の用に供する部分に限る）、体育館等運動施設、博物館等、遊興施設・遊技場（スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等）、大規模小売店・ショッピングセンター等、サービス業を営む店舗（スーパー銭湯）等の大規模集客施設
 - ② ①の一部を賃借するテナント等（飲食店以外の事業を営む事業者）
- ※スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容室、美容室、質屋、貸衣裳屋、クリーニング店などは時短要請の対象外

＜支給金額＞

- ① 大規模集客施設 1,000㎡毎に20万円／日×時短率（※）×時短日数
（10店舗以上のテナントを有する大規模集客施設に対しては、当該テナント事業者に係る協力の10%を加算）
- ② テナント等 100㎡毎に2万円／日×時短率（※）×時短日数
（映画館は、スクリーン数×2万円／日×時短により上映できなかった映画回数の割合×時短日数）

※ 時短率：時短した時間／本来の営業時間

＜申請方法＞ 電子申請（紙申請も併用）

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用し、事業を実施（協力金負担割合：国8/10、県2/10 コロナ臨時交付金）